

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

令和7年3月10日

釧路市議会議長 畑中 優周 様

会 派 名 自民市政クラブ

代表者名 大澤 恵介



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受 命 者	草島 守之
出 張 先	北広島市、札幌市
期 間	令和7年2月13日～令和7年2月14日（2日間）
用 務	令和6年度農福連携スタートアップセミナー
調査（研修） 結果等の概要	別紙参照
備 考	

- 注） 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書（原本）とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

令和6年度農福連携スタートアップセミナー報告書

北海道農政部農業経営局農業経営課

道主催の令和6年度農福連携スタートアップセミナーに出席。
道内における農福連携の取組みについては増加傾向にありますが、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」ことが課題となっていることから、本セミナーを通して「知られていない」「踏み出しにくい」を解消していくために、農福連携実践現場での作業体験や農福連携の始め方、実際に農福連携を踏み出した事業者及び関係者による体験談及び農福連携に関するサポート体制について学ぶセミナーとなりました。

◎ 令和6年度農福連携スタートアップセミナー概要

日時 令和7年(2025年) 2月14日(金)

9時15分集合 9時30分出発 北海道本庁舎東口玄関より大型バスに乗車

10時30分～11時30分 竹内農園 現地見学並びに農業体験

ここでは農福連携に取り組んでおり福祉事業所の利用者さんが農作業しやすいように様々な工夫をしています。実際に農作業(播種)を体験。

見学後 くるるの杜で昼食

14時00分～17時00分 セミナー(アスティ45 16階 中研修室1613)

地方の農業分野において働き手として受け入れる人材の幅を広げることは、労働力不足に対応する大きな課題となっています。技能実習生・女性・高齢者などに加えて就労意欲のある障がいのある人達も働き手になり得ることに着目し既に実践されている方々があり、それが「農福連携」と呼ばれる取組みとなっています。

「障害者基本法」では障がい者の定義を身体障害・知的障害・精神障害の3区分に定義しています。令和5年版障がい者白書(内閣府)によると、3区分に於ける障がい者の概数は身体障がい者436万人、知的障がい者109万4000人、精神障がい者614万8000人となっています。複数の障害を併せ持つ人もいるので単純な合計にはなりませんが、国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有していることとなります。これらの人のうち就労意欲のある障害を持つ人たちが労働力不足に悩む農家で就労できれば、理想的な関係が構築されます。畜産の職場環境では室内の机上作業や事務などを除くと、身体障害のある人に適した作業は少ないため、畜産の現場で働ける人は障害の種類の中でも、知的障害・精神障害のある人が主になると思われます。

障害のある人は一般の企業への就労が難しいために一般の企業への就労支援や、その障がい者のできる範囲での就労支援や訓練を提供するのが障害福祉サービス事業所(福祉事業所)です。農家が農福連携に取り組む場合、福祉側の相手はこれら福祉事業所になります。

就労継続支援A型は雇用契約に基づく就労であるため、労働基準法や最低賃金法などの労働法令が適用されます。つまり一般の労働者と同様以上の待遇が必要であり、障害があることを理由に健常者に劣るような待遇は認められません(特例として雇用契約を結ばないことも一部認められています)。

一方、就労継続支援B型では労働法令は適用されません。それは就労継続支援B型事業所の利用者は障害程度が相対的に重いため、雇用契約に基づく就労が困難である人だからです。利用者は賃金ではなく工賃を受け取りますが、一般的に工賃は最低賃金を下回る場合が多くなります。また他の種類のサービスに比較すると事業所数が多いので、畜産農家から遠くない場所にあることもあり得るでしょう。(釧路市でも現在B型事業所が中心)

既に農福連携の情報発信は進められていますが、この言葉が使われ始めたのは2010年頃からで、それほど昔からあるわけではありません。この十数年ほどの間に「農福連携という言葉が普及した背景」には「農業側での労働力不足と、福祉側での就労先の創出の取り組み」が呼応したためであり、その実際の取り組みは広がりを見せ好事例も数多く紹介されています。しかし、どのような取り組みでも成功するかというと決してそうではありません。好事例の陰には推計できない失敗事例も数多くあると考えられます。

うまくいかなかった原因は様々でしょうが、そもそも農福連携に対する「農業側と福祉側の期待にギャップ」があることを認識し、「連携のために互いに歩み寄る」必要があります。加えて地理的なギャップによって農福連携が大きな制約を受け、特に道内では農場と福祉事業所が至近にあることはまれで、農場と福祉事業所間の移動方法と移動にかかる時間の問題を克服しなければなりません。障がいのある人にとって自家用車移動はもちろん公共交通機関の利用も難しい場合があり、かつ地方ではその公共交通機関が限られたり存在しなかったりするからです。

それではこれから農福連携に取り組もうとする農家は、どうすれば取り組みを成功させることができるのか。

① 福祉事業所との良好なコミュニケーション

実際に障がいのある人に指示を出すのは福祉事業所の職員で作業委託の場合、職員が必ず同行し畜産農家の指示を伝達します。つまり福祉事業所の職員が畜産農家の意思を理解できなければ、障がいのある人に作業指示が正しく伝わりません。

まずは「農家と福祉事業所の職員が良好なコミュニケーション」を構築することが基礎となります。

② 就労環境を整備する

障がいのある人が働きやすい環境を整えることは、障がいの有無にかかわらず多くの人にとって働きやすく安全な環境を整える事に繋がります。例えばちょっとした段差をなくすことで障がいのある人が移動しやすくなり、それが他の人にとっても転倒事故防止に繋がります。道具を整理整頓し所定の位置を決めたり、建屋や場内の通路を整えたりすることなども同様です。

③ 作業を定型化する

障がいのある人に農家が期待する生産性を達成してもらうポイントの一つは作業を定型化することです。一般に障がいのある人にとって状況を自分で判断して臨機応変に対応するのは難しいので、作業は定型化しやすいと・単純化することが求められています。耕種に比べると畜産は作業を定型化しやすいと思われるので、農福連携により向いていると考えられます。

④ ルールや基準を明示(見える化)する

障がいのある人に生産性を達成してもらうにはルールや基準のほか、注意点や禁止事項を明示して見える化することです。「このくらい説明しなくても分かるよね」という考えは改める必要があり基準もできるだけ具体的にし、清掃作業の基準を

「きれいにする」と言葉で示すだけでは足りません。清掃された「あるべき状態」を写真などを見せて、VRゴーグルを活用して見える化を実現した好事例もあります。一般の作業者の作業手順や作業速度を障がいのある人がVRゴーグルを通して体験することで、農家が求める生産性を実感してもらえるのです。

農福連携は文字通り農業と福祉のパートナーシップによって成立します。農業側の都合だけを主張することはできず、互いのウィン・ウィンを考慮する必要があります。しかし農福連携は労働力不足の解消に限らず、農家に発展の可能性をもたらすものと考えられます。就労環境の整備や作業の定型化・見える化の実施は、あらゆる人にとって働きやすい職場となり、それが生産性や安全性の向上に繋がるからです。農林水産省では平成29年度から農福連携に取り組もうとする方を対象に交付金事業をスタート。詳細を知りたい方は農林水産省のホームページに掲載されています。

道内はじめ釧路市でも基幹産業に位置づけられる農業現場における人材不足は同様で、維持・存続を図る上でその確保は最も重要であると言えます。今後、この分野での連携は必要不可欠と考えることから「農福連携」で幅広い人材の受け入れ環境を整えて行きたい。

合同会社 竹内農園(北広島市)を視察

Ｒ7年2月14日(金) 10時30分～11時30

<現地到着>



代表社員 竹内 巧氏より事業説明と作業指導を受ける(ビニルハウス内)

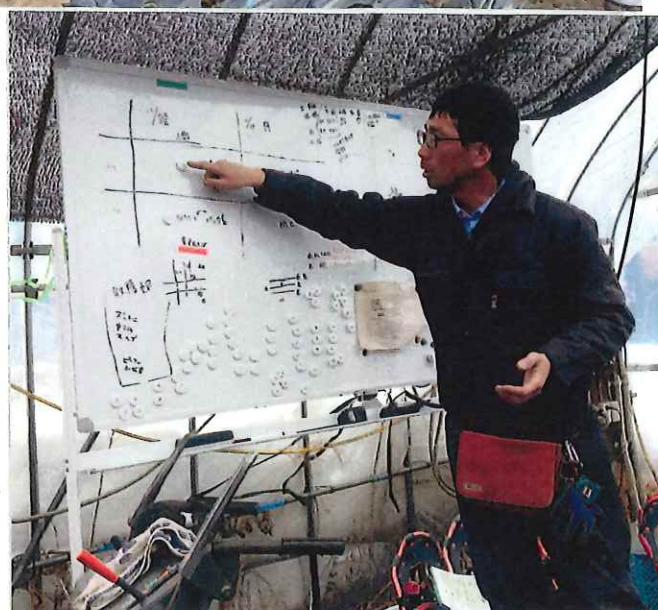
<詳細は別紙資料用意>

—11年目を迎える—





作業スケジュールの表示板



〈野菜の袋詰め作業台〉
野菜計量、袋詰、
バーコード貼り、コンテ入れ